

# 防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備 の構造方法を定める件

昭和四十八年十二月二十八日

建設省告示第二千五百六十四号

改正

平成一二年五月二五日建設省告示第一三七一号

平成一三年二月一日国土交通省告示第六六号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一百十二条第十四項第二号、第二百六条の二第二項及び第四百五条第一項第二号の規定に基づき、防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を次のように定める。

一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第一百十二条第十四項第二号に掲げる要件を満たす防火設備又は令第四百五条第一項第二号に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一に定める構造方法

ロ 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分が相じやくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの(シャッターにあつては、内のり幅が五メートル以下で、別記に規定する遮煙性能試験に合格したもの又はシャッターに近接する位置に網入りガラスその他建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二ロに規定する防火設備を固定して併設したもので、内のり幅が八メートル以下のものに限る。)とすること。

二 令第一百十二条第十四項第一号イ及び第二号ロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第三に定める構造方法

ロ 前号ロに定める構造方法

## 別記

### 遮煙性能試験方法

#### 一 試験装置

(一) 試験装置の構造は、別図のとおりとすること。

(二) 試験装置は、試験体の全面に空気圧を等分布に加えることができるものとする。

## 二 試験体

試験体(ガイドレール、収納部等を含む。)の材料及び構成は、実際のものと同じのものとし、その大きさは、幅二・五メートル、高さ二・八メートルのものとする。

## 三 遮煙性能試験

(一) 試験装置に取り付けた試験体が円滑に開閉できることを確認した後、閉鎖状態にして試験を行う。

(二) 試験体の両面における圧力差を一平方メートル当たり一キログラム、二キログラム及び三キログラムとして、各圧力差の状態においてそれぞれ三回、かつ、試験体の両面について通気量を測定すること。

(三) 試験結果は、標準状態(二十度、一気圧)における単位面積・単位時間当たりの通気量に換算して表示すること。

## 四 判定

圧力差が一平方メートル当たり二キログラムの場合における遮煙性能試験の結果、測定値のいずれについても、毎分一平方メートル当たり〇・二立方メートル以下であり、かつ、各圧力差における測定値と他の圧力差における測定値との間に著しい特性変化がないものを合格とする。

別図 略



## 附 則

(平成一二年五月二五日建設省告示第一三七一号)

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。